28年度市民税・都民税納税通知書（普通徴収分）を発送します

28年度市民税・都民税の納税通知書を6月10日（金）に発送します。今回発送する納税通知書は、納付方法が普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方と、公的年金からの特別徴収（年金天引き）の方が対象です。

対象となる方

①27年分所得税の確定申告書または28年度市民税・都民税申告書を提出した方②27年分の給与収入や公的年金などの支払報告書が勤務先などから市役所へ提出され、市民税・都民税を個人で納付する方

対象とならない方

①申告書を提出した場合でも、市民税・都民税の年税額のすべてを給与から天引き（特別徴収）する方②税法上、市民税・都民税が課税されない方（非課税者）

給与天引きしている方で、納税通知書が届く方

給与から天引き（特別徴収）している会社以外の収入（前職分の給与や年金・不動産などの副収入）に係る市民税・都民税を、個人で納付（普通徴収）する方に発送します。

公的年金からの天引きが中止になる方

市民税・都民税を公的年金からの天引きで納めていただく方の28年度市民税・都民税の税額が、27年度分から大幅に減少した場合、公的年金からの天引きが8月から中止になります。その際、年税額と徴収額に差額が発生し個人納付（普通徴収）となる場合や、納め過ぎが発生し還付となる場合があります。なお、前記に該当する方は納税通知書の備考欄に「公的年金からの特別徴収を8月より中止します」と記載しています。また、還付となる場合は納税課から後日通知をします。

65歳未満で公的年金と給与所得がある方

65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得に係る市民税・都民税が給与から天引きされている方は、公的年金などの所得と合わせて給与から天引きすることができます。ご希望の方は、勤務先の担当者に申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき処理を行います。なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が個人納付（普通徴収）の方の取り扱いは変更ありません。

市民税の税率

東久留米市の個人市民税の税率は標準税率を使用し、均等割が3500円、所得割の税率は6％です。なお、一部（財政再建団体および環境保全税など、超過税率を採用している団体）を除く他団体も同様に標準税率を使用しています。また、分離課税の税率についても他団体と同様の税率を使用しています。

【ご注意】28年度の課税・非課税証明書は6月10日（金）から発行します

詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

マイナンバー（個人番号）カードと個人番号の通知カードについて

マイナンバー（個人番号）カードの受取期間は、混雑の緩和のため、交付通知後1カ月以内と案内していますが、期間経過後も3カ月間程度保管していますので、受取期間が経過した方も、市民課（市役所1階）で受け取れます（ただし、すでに市外に転出している方は、受け取れません）。また、個人番号の通知カードも引き続き保管していますので、受け取ってください。

休日受け取り窓口を開設します

マイナンバー（個人番号）カード、通知カードを受け取るための休日窓口を次の通り開設します。平日に来庁できない方はご利用ください。

【日時】6月26日（日）午前9時～午後1時

【会場】市民課（市役所1階）

【ご注意】当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもって来庁してください

マイナンバー（個人番号）カードで自動発行機の利用ができるようになります

事前に利用登録をすると、マイナンバー（個人番号）カードで自動発行機を利用できるようになります。ただし、市民カードとの併用はできませんので、ご注意ください。

6月1日（水）から同課で手続きができます。

詳しくは同課住民記録係☎470・7722へ。

6月は児童手当・児童育成手当の定例払月です

2月～5月分の児童手当を次の振込予定日に指定金融機関へ振り込みます。

また、ひとり親手当の児童育成（障害）手当（2月～5月分）も6月が定例払月です。

金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【振込予定日】児童手当＝6月10日（金）▼児童育成（障害）手当＝6月13日（月）

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

28・29年度後期高齢者医療保険料の料率などが見直されました

～保険料負担と医療費適正化について～

東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）議会で、28・29年度の後期高齢者医療保険料（以下、「保険料」）の料率や軽減措置などが決まりました。

28年度の保険料は、均等割額＝4万2400円、所得割率＝9・07％、賦課限度額＝57万円です。28年度の年間保険料額は、7月に広域連合長が決定し、同月中旬に市役所から「決定通知書兼納付（納入）通知書」を送付します。今号では、28年度の保険料計算の一例（左表参照）と、保険料負担と医療費適正化の関係について説明します。後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料負担と医療費適正化

保険診療の医療費（総額）が1万円の場合、自己負担の割合が1割の方は医療機関などの窓口で1000円を負担して、残りの9000円は「医療給付費」として広域連合が医療機関などに支払います。

この「医療給付費」の財源は、①国・都・広域連合を構成する都内62区市町村が負担する公費が約5割②各医療保険（国保、健保など）に加入する現役世代の保険料で負担する後期高齢者支援金が約4割③被保険者の方が負担する保険料が約1割のそれぞれ5対4対1の割合で構成されています。

広域連合と構成区市町村では、「医療給付費」の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品の利用促進事業など、医療費適正化に向けた取り組みを行っています。「医療給付費」の増加抑制は、保険料の負担抑制にもつながります。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

制度のことは、広域連合お問合わせセンター☎0570・086・519、または広域連合公式ホームページ「東京いきいきネット」（http://www.tokyo-ikiiki.net/）をご覧ください。

個別の相談は、市保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

保険料計算の一例（年額）

単身世帯（被保険者で、世帯主）の例

例	収入などの状況	保険料額	軽減
1	年金収入80万円	4,200円	有
2	年金収入194万円	3万9,700円	有
3	年金収入240万円	12万1,300円	無
4	年金収入300万円	17万5,700円	無

夫婦2人世帯（2人とも被保険者で、本人が世帯主）の例

例	世帯構成	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
1	本人（世帯主）	年金収入80万円	本人分	4,200円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	4,200円	有
2	本人（世帯主）	年金収入168万円	本人分	6,300円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	6,300円	有
3	本人（世帯主）	年金収入240万円	本人分	11万2,800円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	3万3,900円	有

夫婦と子の世帯
（夫婦が被保険者で、子が現役世代の世帯主）の例

世帯構成	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
本人	年金収入80万円	本人分	4万2,400円	有
配偶者	年金収入80万円	配偶者分	4万2,400円	無
子（世帯主）	給与収入300万円	—	—	—

28年度国民健康保険税（国保税）の税率などが改定になります

～厳しい国保財政にご理解・ご協力を～

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、加入する皆さんが経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。

国保制度は、財源を国や都などの公費と、加入者から納めていただく国保税によって支えられていますが、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化により、極めて厳しい財政運営を強いられています。

28年度国保税の税率改定について

28年度に医療機関などに支払う保険給付費の見込み額（一般分）は、27年度から約1億円増加し、85億円を大きく超えました。被保険者の減少に伴う税収減の影響なども合わせると、財源不足額は約1億6500万円に上ります。

例年は、財源不足額を補う税率の改定に当たり、国民健康保険事業運営基金（貯金）を取り崩し、改定幅の抑制を行ってきました。しかし、今年度は前記の財源不足額のほかに、前期高齢者交付金の精算に3億1500万円の費用を要し、国民健康保険事業運営基金の全額と、さらには、一般会計のその他繰入（赤字繰入）を約1億7000万円増額して対応せざるを得なかったことから、事実上、抑制策を講じることができませんでした。

その結果、赤字繰入は約8億8700万円となり、医療分・後期支援分・介護分を合わせた税率改定総額も1億5000万円となる非常に厳しい予算編成となりました。

国保税の算定方法

国保税は、負担能力に応じて算出される所得割と、受益者負担の意味合いから負担いただく均等割・平等割の合算によって計算されます。

◎所得割＝課税年度の前年中の世帯の所得に応じて計算

◎均等割＝世帯の被保険者数に応じて計算

◎平等割＝世帯ごとに計算

28年度の変更点

◎課税限度額の引き上げ＝左上表1の通り

◎軽減判定所得の見直し＝5割・2割軽減判定所得の基準を、経済動向を踏まえて見直し、基準を緩和しました

◎平等割の切り下げ＝30年度から国保が都道府県との共同運営になるのに合わせ、現在の3方式による課税から平等割を廃止し、所得割と均等割からなる2方式に改めます。そのため、今年度から3年かけて平等割額を3分の1ずつ切り下げます

◎引き上げ総額約1億5000万円の改定＝所得割率や均等割額の引き上げなどによる（1人当たり約4262円）

国保事業の健全運営に向けて

時代の変化に対応し、将来にわたって安定した国保事業の運営ができるように、国保税の税率などを改定しました。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

表1　税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	27	4.42％	2万5,800円	6,800円	52万円
	28	4.71％	2万9,200円	4,400円	54万円
後期高齢者支援分	27	1.90％	1万600円	2,700円	17万円
	28	1.91％	1万1,600円	1,800円	19万円
介護分	27	1.43％	9,000円	4,500円	16万円
	28	1.56％	1万1,400円	3,000円	

資料　国民健康保険税算定例

例	世帯構成	収入などの状況	保険税額 27年度→28年度	軽減
1	68歳、1人で加入	年金収入150万円	1万3,600円→1万4,000円	7割
2	45歳、1人で加入	給与収入124万円	4万9,600円→5万1,800円	5割
3	68歳、65歳の夫婦で加入	年金収入262万円	13万4,600円→14万2,300円	2割
4	39歳、33歳、7歳の家族3人で加入	給与収入350万円	24万1,200円→25万6,900円	—
5	40歳、45歳、10歳、7歳の家族4人で加入	給与収入500万円	42万円→45万1,100円	—